

シーシェパードによる調査捕鯨妨害活動に対する適切な措置を求める意見書

和歌山県では、江戸時代に全国に先駆けて組織的な捕鯨が始まり、以来400年以上も連続と続く歴史を誇り、現在も小型捕鯨業や小型鯨類追込網漁業等が営まれ、鯨に関する伝統的な文化・食文化は今もなお健在である。

1982年、鯨類資源に関する科学的知見の不確実性を理由に、商業モラトリアム（一時停止）が、国際捕鯨委員会（IWC）で可決、導入され、1986年からは大型鯨類を対象とする商業捕鯨が全面禁止されたままである。

我が国は、国際捕鯨取締条約第8条の規定により、各国固有の権利として認められている調査捕鯨について、科学的データを蓄積し、この不確実性を覆すため資源量の豊かなミンククジラを対象に、1987年から南極海で、次いで1994年から北大西洋でも調査捕鯨を実施しており、その結果は、IWC科学委員会でも高く評価されている。

近年、南極海における米国の反捕鯨団体「シーシェパード」による調査妨害行為は過激さを増し、本年2月には、殺傷能力のある器具などを使用し、日本の調査船の乗組員に負傷者が出るなど、まさしく海上におけるテロ行為といっても過言ではない状況にある。

また、2009年6月のIWCマデイラ（ポルトガル）年次会合においても、約30カ国がシーシェパードの暴力行為を非難し、船籍国などに対応を要請したところである。

なお、2003年に和歌山県太地町においても、シーシェパードのメンバー数名が仕切り網を切断するなど、小型鯨類追込網漁業の操業を妨害し、警察に逮捕された経緯がある。

よって、国におかれては、シーシェパードの暴力的な妨害行為を断固として排除し、安全に調査捕鯨が実施されるよう関係国と連携を強め、その対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月21日

田 辺 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
警 察 庁 長 官
水 産 庁 長 官
海 上 保 安 庁 長 官
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長